

令和5年6月28日

門真市議会議長

岡本 宗城 様

総務建設常任委員会

委員長 坂本 拓哉

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、門真市議会会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第29号 (仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備に伴う門真市立脇田小学校等撤去工事請負契約の締結について
- 2 議案第32号 門真市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 3 議案第33号 門真市税条例の一部改正について
- 4 議案第40号 令和5年度門真市一般会計補正予算(第3号)中、所管事項

審査日：令和5年6月16日（金）

○議案第29号 （仮称）門真市立第四中学校区義務教育学校整備に伴う門真市立脇田小学校等撤去工事請負契約の締結について

（議案の内容）

- 1 工 事 名 （仮称）門真市立第四中学校区義務教育学校整備に伴う門真市立脇田小学校等撤去工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 4億9558万6300円
- 4 契約の相手方 大阪市中央区大手前一丁目7番31号
岩田地崎建設株式会社大阪支店
執行役員支店長 畑 忠佳
- 5 完成期限 令和6年3月31日

（主な質疑と答弁）

問	門真市立脇田小学校等撤去工事において、撤去する建物の概要は。
答	校舎棟、屋内運動場、給食棟、放課後児童クラブ及びその他の附属建築物で、防災備蓄倉庫は残す計画である。 また、主要な建物の床面積は、校舎棟約5800㎡、屋内運動場約760㎡、給食棟約180㎡、放課後児童クラブ約320㎡である。
問	撤去工事に伴う振動等により、周囲水路や近隣への影響が懸念されるが、市の見解は。
答	騒音振動計等により、周辺環境への影響を注視しながら、状況に応じて必要な措置を行う。 また、仮設計画や工事の進め方、水路や近隣への影響等も含め、事前に工事施工業者と十分に協議、調整を行い、安全確保の上、細心の注意を払って工事を進めていく。
問	工事車両の進入路は。
答	敷地南側からの出入りを想定している。
問	撤去工事にアスベスト除去工事が含まれているが、その建材は。
答	外壁の仕上げ材及び内装材等に含まれている。
問	アスベスト除去作業の安全性は。
答	大気汚染防止法等の関係法令を遵守し、適切に行っていく。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第33号 門真市税条例の一部改正について

（議案の内容）

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、個人市民税において森林環境税を導入し、及び給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項を簡略化し、固定資産税において長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置を設け、並びに軽自動車税においてグリーン

化特例（軽課）の適用期限を延長し、及び自動車メーカー等の不正行為に係る再発防止策を強化するとともに、所要の改正を行う。

（主な質疑と答弁）

問	森林環境税の概要は。
答	我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方税財源を安定的に確保する観点から創設された国税であり、国内に住所を有する個人に対して、個人住民税均等割と併せて一人年額1000円が課税され、その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県及び市町村へ譲与される。
問	導入時期は。
答	復興特別住民税の措置が終了した後の6年度から課税することとされている。
問	森林環境税は企業負担がないことについての認識と、市として企業に対する新たな負担を求める考えは。
答	森林環境税は国税であり、当該税を創設するに至った諸課題、税負担の在り方については、国会等の枠組みの中で議論され、市としても議論の結果を尊重しているものであり、企業に独自課税を行う考えはない。
問	森林環境税創設に先駆けて、元年度から森林環境譲与税の譲与が開始されているが、元年度から4年度までの譲与税額は。
答	元年度が471万4000円、2年度が1001万8000円、3年度が990万2000円、4年度が1252万6000円である。
問	森林環境譲与税の用途は。
答	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律において、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、国産木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないものと規定されている。 本市は森林を有していないことから、後年度の公共施設の新設及び改修時等において一部を木質化するなど、国産木材利用の促進等に活用することを目的として森林環境基金を設置し、積立てを行っている。
問	固定資産税の長寿命化に資するマンション改修に係る減額措置について、その概要は。
答	管理計画認定マンションなど一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を5年4月1日から7年3月31日までの間に実施した場合に、工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額を地方税法に定める参酌基準に合わせ、3分の1を減額するものである。
問	管理計画認定マンションの定義は。
答	4年4月施行のいわゆる改正マンション管理適正化法や国の基本方針に基づき、マンション管理適正化推進計画を作成した地方公共団体が当該計画で定めた基準を満たしていると認定したマンションと定義されている。

（討論） 反対討論あり

（結果） 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第40号 令和5年度門真市一般会計補正予算（第3号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6706万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ707億9449万6000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：門真南ルート運行事業 1011万9000円】

問	門真南ルート運行事業の事業目的は。
答	門真市民プラザ及び門真団地周辺地域から、大阪メトロ門真南駅へ向かう新たな路線の構築を目指し、乗客8人乗りのワンボックスカーによる社会実験を行うものである。
問	社会実験の期間は。
答	法律の定めで原則、最長となる3年間で予定する。
問	委託事業者の選定の考え方は。
答	社会実験として運行を開始することから、地方自治法施行令を根拠として随意契約とする。契約は、門真市地域公共交通会議の委員である門真交通株式会社に依頼予定である。
問	運賃を無料とした理由は。
答	5年度は、コミュニティバス廃止の市民への影響を考慮し、早急に対応するため、運賃は無料とする。なお、6年度以降は料金の徴収を検討している。
問	バス停設置予定の13か所は。
答	舟田町を起点とし、沖町小学校東、沖町、北島変電所、市民プラザ、南部市民センター、門真団地、門真団地南、西御領、砂子水路横、三ツ島5、三ツ島南、門真南駅を予定する。
問	1日の運行本数は。
答	朝5便、昼間4便、夕方4便の合計13便を予定する。
問	社会実験の検証方法は。
答	利用者に対してアンケート調査を実施するほか、公共施設に調査票を設置し、利用者以外に対しても広く意見や要望を聴取する。また、乗り降りの多い場所等の乗降調査を実施し、利用者ニーズや移動目的等の検証を行い、新たな路線の構築につなげていく。
問	コミュニティバス廃止後の市民の反応は。
答	2月及び3月に、廃止に関する周知を市広報で行ったところ、京阪電車方面へ行く代替路線等について、10件程度の苦情や問合せがあった。
問	市役所及び保健福祉センター方面の北側ルートを運行しない理由は。
答	同ルートに関しては、京阪バスが3ルートの路線バスを運行しており、これらの路線により一定、補完できていると考える。
問	バス路線廃止となった交通不便地域の将来の交通手段の在り方について、市の見解は。
答	門真団地の建て替え、北島のまちづくり、門真市駅前再開発事業等、南部地域も含めた各地域のまちづくりが進んでいく中、民間事業者と検討を進め、大阪モノレールの南伸事業が開業する11年を目途に、持続可能な公共交通の構築に努めていく。

【歳出：庁舎エリア整備事業 アドバイザリー業務委託料 504万9000円

債務負担行為：庁舎エリア整備アドバイザー業務委託 2367万2000円】

問	庁舎エリア整備事業において、アドバイザー業務委託の実施に至った理由は。
答	庁舎エリアの整備に向けた業務を行う事業者の選定、仮庁舎への移転に向けた検討等、様々な業務に対して専門的な見地からアドバイスを受け、迅速、着実に業務を進めるためである。
問	主な委託内容は。
答	基本計画の策定支援や基本・実施設計、広場の運営を担う事業者の公募に向けた募集要項、基本協定書案等の作成支援、現庁舎の文書量や什器等の調査、職員の新たな働き方への意識醸成等を行う執務環境調査及びチェンジマネジメント業務を担う事業者の公募に向けた募集要項等の作成支援のほか、門真中町ビルなどへの仮移転計画案の作成等を予定している。
問	当該業務委託の契約方法は。
答	随意契約も含めて現在検討中である。
問	アドバイザー業務に関連する事業の今後のスケジュールは。
答	基本計画の策定支援や基本・実施設計、広場の運営を担う事業者の選定については、5年度内に公募を開始し、6年度の選定を予定している。 執務環境調査及びチェンジマネジメント業務の事業者の選定については、5年度内を予定している。 中町ビルなどへの仮移転計画については、5年度中に大まかな移転レイアウトの作成を予定している。

【歳出：庁舎備品等移送業務委託料 100万8000円】

問	5年10月に環境政策課の一部及び経営総務課が市役所本館へ移転するが、その経緯は。
答	環境水道部は、政策形成や意思決定の過程において、市役所、クリーンセンター及び泉町浄水場の3か所を職員が頻繁に移動する必要がある。 このことから、関係部局において調整し、環境部門及び上下水道部門の政策担当部署の執務場所を移転することで、市内部での協議・調整・連携を容易にし、事務効率の改善による政策形成や意思決定の迅速化を図るものである。
問	移転の影響で議員控室等、議会関係のレイアウトが変更となったと考えるが、市の見解は。
答	環境政策課等の移転と議員控室等の本館4階のレイアウト変更は関連したものではなく、それぞれ個別に検討したものである。
問	レイアウト変更の時期は、庁舎エリア整備事業のアドバイザー業務による移転レイアウト作成後でよかったのでは。
答	市議会議員選挙後に議員控室の割当てが協議されることから、それに先立ち、議会事務局を通じて相談を行い、議員の理解を得たことからこのタイミングでの実施とした。

【歳入：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援（推奨事業メニュー） 3億707万1000円】

問	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した物価高騰支援の活用の視点は。
---	--

答 エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民や事業者に対しての支援である。

問 物価高騰の影響は全世帯に及ぶが、今回の支援対象外の世帯に対する今後の市の支援策は。

答 今回の物価高騰支援は、低所得世帯支援、子育て世帯支援等への補助が盛り込まれている。物価高騰の影響が全世帯に及んでいることは認識しているが、国からの交付金を含め、財源に限りがあることから、今後、臨時交付金が増額された際には、今回の対象外世帯も含め幅広い支援につながるよう、他市の事例等も含め調査、研究していく。

(その他の質疑項目)・岸和田揚水機場の維持管理の現状及びポンプ取換えの経緯について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第32号「門真市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」は、特殊勤務手当の実績などについて、質疑、答弁があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

令和5年6月28日

門真市議会議長

岡本 宗城 様

民生水道常任委員会

委員長 吉水 志晴

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、門真市議会会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第30号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について
- 2 議案第31号 門真市印鑑条例の一部改正について
- 3 議案第37号 門真市立市民公益活動支援センター条例の一部改正について
- 4 議案第38号 門真市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部改正について
- 5 議案第40号 令和5年度門真市一般会計補正予算（第3号）中、所管事項

審査日：令和5年6月19日（月）

○議案第30号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について

（議案の内容）

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、ものづくり産業の振興のために必要な事項についての調査審議に関する事務を担当する門真市ものづくり産業振興懇話会を設置するとともに、附属機関の委員の報酬額を定める。

（主な質疑と答弁）

問	門真市ものづくり産業振興懇話会の設置目的は。
答	本市の基幹産業であるものづくり産業の課題やニーズなどを捉え、さらなる活性化を図るための意見交換等を行う場として設置する。
問	名称を懇話会とした理由は。
答	ものづくり産業発展のために必要な事項を継続的に意見聴取するためである。
問	同懇話会の委員構成は。
答	学識経験者1人、事業者を代表する者4人、商工業団体を代表する者1人、金融機関の職員1人、関係行政機関の職員3人の計10人を想定する。
問	開催回数は。
答	5年度は4回程度、6年度以降は年2回程度の開催を予定している。
問	工業振興に関する計画策定に対する同懇話会の役割は。
答	5年度に策定予定の仮称ものづくり産業振興計画策定に向け審議し、策定後のフォローアップなどについての役割も担っていく。
問	仮称ものづくり産業振興計画の目的は。
答	ものづくり産業のさらなる活性化のため、門真市第6次総合計画を上位計画とした計画的な施策を推進し、本市産業の発展に寄与することである。
問	同計画の内容は。
答	本市のものづくり産業の現状や課題、ニーズ調査等を基に、各施策の方向性を示すことなどを想定し、5年間の計画期間を予定している。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第31号 門真市印鑑条例の一部改正について

（議案の内容）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用した多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付を可能とする。

（主な質疑と答弁）

問	一部改正の背景は。
---	-----------

<p>〔答〕 国において、個人番号カードの利便性向上のため、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が改正され、移動端末設備用利用者証明用電子証明書の発行に関する規定が追加されたことによる。</p>
<p>〔問〕 改正の内容は。</p>
<p>〔答〕 本市では現在、個人番号カードに記録の利用者証明用電子証明書により本人確認を行い、コンビニエンスストアの多機能端末機で印鑑登録証明書の申請及び交付が可能である。 改正に伴いスマートフォンにも利用者証明用電子証明書を搭載することで、同様に申請及び交付が可能となる。</p>
<p>〔問〕 証明書のコンビニ交付サービスにおいて別人の証明書が誤交付されるといったケースが全国的に報道されているが、本市の事例は。</p>
<p>〔答〕 報道にある誤交付は特定の事業者のシステムを利用した自治体で発生しているものである。本市は別の事業者のシステムを利用しており、現時点で同様の事例は発生していない。</p>

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

○議案第37号 門真市立市民公益活動支援センター条例の一部改正について

(議案の内容)

会議室の利用に関する特例を定めるほか、所要の改正を行う。

(主な質疑と答弁)

<p>〔問〕 一部改正の目的は。</p>
<p>〔答〕 教育センターに設置する適応指導教室教育支援ルームかがやきを6年度の1年間、市民プラザ3階の公益活動支援センターの会議室を利用し運営するためである。</p>
<p>〔問〕 改正に至った経緯は。</p>
<p>〔答〕 仮称生涯学習複合施設の開設に向けた教育センターなどの移転計画に、かがやきも含めるかどうか課題となったが、市内中心部に位置し、どの学校からも通いやすく、体育館やグラウンドなどを併設する市民プラザ内で事業を継続することが子どもたちの教育環境として最適との教育委員会の意向を受け、庁内調整の結果、現在の図書館分館スペースに存置することとなった。 そのため、図書館の改修工事期間となる6年度のみ、一時的にかがやきとして公益活動支援センターの会議室を活用することとしたものである。</p>
<p>〔問〕 具体の施設の活用方法は。</p>
<p>〔答〕 第2会議室は教員の事務室として1年を通して利用する。 第1会議室は児童・生徒の学習スペースとして平日の市立小・中学校の開校時間と同様の時間を利用するため、平日の夜間、土・日、祝日、学校の長期休み中は市民が貸室として利用可能とする。</p>
<p>〔問〕 これまでの同センター利用者への影響は。</p>
<p>〔答〕 施設利用者に影響が出ないよう、貸室全4室のうち2室を上限とし、かがやきが利用する会議室については、平日の午前・午後の利用者が比較的少ない施設を活用する。 加えて、そのうち1室は、かがやきの利用時間以外は市民貸出しにも対応するなど、利用</p>

者への影響が最小限にとどめられるよう工夫していく。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第38号 門真市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の一部改正について

(議案の内容)

門真市消費生活センターの移転に伴い、同センターの住所を変更する。

(主な質疑と答弁)

問	消費生活センターの移転理由は。
答	同センターを設置している門真プラザの再整備により移転先が懸案となる中で、イオンリテール株式会社よりイオン古川橋駅前店の大改修に伴い、公共施設を配置する旨の提案があり、市民の認知度や利便性等も踏まえ当該店舗内へ移転することとした。
問	消費生活センター及び女性サポートステーションWE S Sの現施設の広さと賃料は。
答	消費生活センター69.71㎡、月額12万1830円、女性サポートステーションWE S S 94.25㎡、月額34万9800円であり、合計床面積163.96㎡、月額47万1630円である。
問	移転後の新施設の広さと賃料は。
答	両施設の相談業務のほか、現在庁舎にて実施している法律相談、交通事故相談、登記相談、税務相談も合わせて実施する予定で、各種相談業務の相談室を4部屋設置し、加えて各種セミナーなどを開催できるフリースペースなどを配置するため、全床面積219.39㎡、月額89万7986円となる。
問	新施設の名称は。
答	現状の消費生活相談や女性相談等に加え、新たに法律相談や税務相談等、暮らしに身近な相談業務を集約することから、消費生活センター及び女性サポートステーションWE S Sの名称は残しつつ、総合的な愛称として、くらしの相談窓口とすることを考えている。
問	新たに法律相談や税務相談等の業務が加わることで、受付がより煩雑になると考えるが、対応方法は。
答	様々な相談業務が一つの場所に集約されるため、一旦、オープンカウンターを配置する女性サポートステーションにて主訴を確認した後、各担当につなぐ考えである。
問	新施設でのオンラインなどの活用方法は。
答	現在実施している消費生活のオンライン相談や法律相談等のLINEによる相談予約等を引き続き行い、各種セミナーや講座等のロゴフォームによる申込みなど手続のオンライン化も検討を進めていく。
問	店舗内のアナウンスが相談室に聞こえると、相談の妨げにならないか懸念しているが、対策は。
答	消費生活センターが入る区画内の音響設備に流れる放送は、有事の際のみと確認している。また、相談室の壁には吸音性を高める素材を使用するなど防音性に考慮したものを検討しており、相談業務への影響はないものと考えている。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第40号 令和5年度門真市一般会計補正予算（第3号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6706万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ707億9449万6000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：女性サポートステーション移設事業 384万1000円】

問 女性サポートステーションWESSの移転理由は。

答 現施設は、相談室の環境やセミナーなどのスペースに課題があるが、消費生活センターと1つの場所への移転により、各種相談室や大きなフリースペースの確保が可能となる。

また、現在、両施設で行っている女性相談、消費生活相談に加え、法律相談、交通事故相談、登記相談、税務相談を集約することによって、暮らしに身近な相談窓口とすることで、市民サービスの向上にもつながるものと考えている。

問 移転に伴う周知方法は。

答 市ホームページ及び広報紙への掲載に加え、消費生活センターと共同でポスターやチラシを作成し、市内各施設等への掲示・配布等を考えている。

【歳出：くすのき広域連合負担金 1135万円】

問 くすのき広域連合負担金の概要は。

答 国通知に基づく新型コロナウイルス感染拡大防止のため、介護保険の更新申請に限り、面会禁止及び認定調査が困難な場合に要介護認定の有効期間を12か月延長できる臨時的な取扱いが5年3月末で原則終了となった。それに伴い、介護認定調査件数の大幅な増加が見込まれるため、くすのき広域連合が認定調査業務を委託する予算として本市の負担金を計上したものである。

問 要介護認定に係る有効期間の設定方法は

答 有効期間は介護保険法施行規則により定められており、新規及び区分変更申請においては原則6か月で、設定可能な範囲として3か月から12か月である。また、更新申請においては原則12か月で、設定可能な範囲として要介護度が更新前後で異なる場合は3か月から36か月である。なお、要介護度が更新前後で同じ場合は3か月から48か月である。

問 要介護認定申請後の流れの見込みは。

答 現行の体制では、更新申請から認定までの期間に遅延が予想される。今後は、期間短縮に向けて、くすのき広域連合が府の指定市町村事務受託法人である専門業者に業務委託を行い、認定調査件数の増加に対応する体制を整えていく。

問 今後の認定調査件数の見込みは。

答 5年4月以降に認定有効期間が満了する更新申請を含む、くすのき広域連合管内における全認定調査件数は、4年度の約1万5000件に対し、5年度は約2万件を見込んでいる。

（その他の質疑項目）・門真市民文化会館の修繕内容について

・門真市民プラザの修繕内容について

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

令和5年6月28日

門真市議会議長

岡本 宗城 様

文教こども常任委員会

委員長 池田美佐子

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、門真市議会会議規則第110条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第34号 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 2 議案第35号 門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 3 議案第36号 門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 4 議案第39号 門真市立学校設置条例の一部改正について
- 5 議案第40号 令和5年度門真市一般会計補正予算（第3号）中、所管事項

審査日：令和5年6月20日（火）

○議案第36号 門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（議案の内容）

放課後児童支援員に関する経過措置の見直しを行う。

（主な質疑と答弁）

問	放課後児童支援員の資格要件は。
答	教員や保育士等の一定の資格を保有した者が、府等が実施する研修を受講した場合に取得できるものである。
問	改正の内容は。
答	国の要綱改正に合わせて、研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事した日から2年以内に研修を修了する予定の者についても同支援員とみなすことができるとしたものである。
問	同支援員の配置基準は。
答	支援の単位ごとに2人以上の同支援員を配置し、うち1人は補助員に替えることができるとしており、加えて、本市独自の基準として支援の単位ごとに40人を超える場合は、その超える20人ごとに1人以上の職員を配置する。
問	配置状況は。
答	全ての放課後児童クラブにおいて、基準を満たした配置となっている。
問	条例改正に伴い期待できる効果は。
答	急な病気や退職等による同支援員の不足によって児童の受入れが困難となることを防ぐ効果や、同支援員として従事できる職員が複数人いることで研修会等に参加しやすくなるなど、放課後児童健全育成事業の質の向上も期待できる。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第40号 令和5年度門真市一般会計補正予算（第3号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6706万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ707億9449万6000円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳入：電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援（推奨事業メニュー）	3億707万1000円
歳出：給食運営事業（新型コロナ対策）学校給食運営費交付金	1億8126万5000円】

問	5年度第1回総合教育会議の内容は。
---	-------------------

答	学校給食費の無償化について5年3月に内閣府より電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化が示されたことから、子育て世代への物価高騰対策として、5年度2学期より、学校給食費の無償化を行っていくの方針が示され、それに向けた内部手続を進めることが確認された。
問	今回の予算は、5年度2学期及び3学期の学校給食費を無償化するための経費だが、1年間無償化するために必要な経費は。
答	学校給食費は物価高騰等により5年度から値上げを行っており、値上げ後の給食費で試算すると約3億7900万円となる。そのうち、生活保護及び就学援助等により既に給食費における給付を受けている児童・生徒に係る給食費を差し引くと、約2億7300万円となる。
問	学校給食運営費交付金の財源は。
答	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金である。
問	6年度以降の方針は。
答	4年度決算見込みに基づいた収支見通しの状況や国の動向を踏まえ8月の第2回総合教育会議において、6年度以降の実施に一定の道筋が示されるものと考えている。給食費の無償化は子育て世代への経済的支援策の一つとして有効と考えていることから、6年度以降についても国の動向を注視しつつ、引き続き検討していく。
問	公会計化への考えは。
答	昨今、教職員の長時間労働が注目される中、平成31年中央教育審議会の答申で、学校における働き方改革の具体的な方策の一つとして学校給食費の公会計化が提言されたこともあり、本市においても教職員の負担軽減及び給食費の取扱いの透明性確保の観点から、公会計化に向けた検討を進め、学校給食費の徴収や管理に関する条例等についても検討していく。

【歳入：民生費国庫補助金	保育対策総合支援事業費補助金	218万8000円
民生費府補助金	保育対策総合支援事業費補助金	96万3000円
歳出：民間保育所等補助事業	民間保育所等補助金	270万円
公立認定こども園運営事業	園用備品費	13万9000円
公立保育所運営事業	園用備品費	5万4000円】

問	使用済おむつ保管用ごみ箱購入に係る予算を計上するに至った背景は。
答	使用済おむつの持ち帰りや保管場所について対応を検討していたところ、国から5年1月23日付の事務連絡「保育所等における使用済みおむつの処分について」が発出され、保育所等において使用済おむつの処分を行うことが推奨された。 また、保管場所の確保や衛生面にも課題があることから、既存の保育対策総合支援事業費補助金を活用し、ごみ箱を購入することができる旨も併せて示されたことによる。
問	民間保育所等に対する補助の概要は。
答	民間の保育所、認定こども園及び小規模保育事業所の計30施設のうち、補助金を希望している27施設に対して1施設10万円を上限にごみ箱購入経費を補助するものである。
問	使用済みの紙おむつの処理状況は。

答 5年2月に実施したアンケート調査によると未回答であった1施設を除き、19施設が既に園で処分しており、10施設が保護者持ち帰りという状況である。なお、この10施設全てにおいても、園での処分を検討していると聞く。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第34号、第35号及び第39号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。